令和８年 第９回宮代町農業委員会総会会議録

１．開催日時 ： 令和８年９月 25 日（金）15 時 00 分から 15 時 30 分

２．開催場所 ： 宮代町役場 202 会議室

３．委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	大澤 亨	-
5	先﨑 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邉 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

４．議事日程

日程第１	議事録署名委員の指名について
日程第２	３条許可に伴う営農計画書の審議について
日程第３	農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４	農地法第４条の規定による許可申請について
日程第５	農地法第５条の規定による許可申請について

５．農業委員会事務局職員

事務局	産業観光課長	田中 啓之
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	友部 啓介
	農地調整担当主任	松本 国大
	農地調整担当主事	阿久津 実里

◎開　会

(会長)

皆さん、こんにちは。総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は、13 名でございます。欠席委員は１名です。定足数に達しておりますので、これより令和８年第９回農業委員会総会を開会いたします。

日程第１の議事録署名委員の指名についてですが、「13 番　岡村委員」と「１番　大島委員」を指名します。

続きまして、日程第２・議案第 24 号「３条許可に伴う営農計画書の審議について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

前回皆様にお配りした営農計画書の審議となります。詳細につきましては、お手元の議案書等の資料またはモニターをご覧ください。皆様からのご質問・ご意見はございませんでしたので、そのまま審議に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それでは、ご審議願います。この件に関しまして、「申請者については３条許可見込み有」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜　全員挙手　＞

それではこの件については「申請者については３条許可見込み有」とすることといたします。

続きまして日程第３・議案第 25 号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は２件案件がございます。それでは、１件目の案件について事務局説明願います。

（事務局）

それでは、ご説明いたします。

今回の審議案件は、前回の総会で営農計画書についてご審議いただいた案件です。営農計画書では合計６筆ございましたが、３筆ごとに譲渡人が異なるため、許可申請では２つに分けて提出いただいております。そのため、譲渡人ごとにご審議いただきます。ご了承ください。

まず１件目の案件からご説明いたします。

申請地は、■■■地内の畑３筆で面積は合計 1,646 ㎡でございます。譲受人は春日部市の方で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。

詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。

本申請の経緯についてご説明いたします。

譲受人は、家庭菜園からの規模拡大、家業の商店での販売を予定し、不動産会社からの紹介を受け今回の申請に至ったとのことです。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第３条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■に面しており、■■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。

譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、ささげ、ひよこ豆を作付けする計画となっております。

なお、今回の申請者は経営農地を所有しておりませんが、事前に営農計画書を提出していただき、営農計画書については

８月総会で皆様にご審議いただいております。
最後に、農地法第３条第２項に基づく判断基準４点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。
基準の１点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。
今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「耕運機、草刈機、噴霧器、軽トラック」を自己資金で各１台導入予定としており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。
２点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合、申請書においては、世帯主である譲受人本人、世帯員がそれぞれ 153 日従事と記載されており、許可要件を満たしていると考えます。
３点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。
４点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守するとのことから、特に問題ないと考えます。
以上の観点から、農地法第３条第２項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。
以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)
それでは、ご審議願います。

(■番　■■委員)
先ほど会長、事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ないと判断します。ご審議、よろしくお願いいたします。

(■番　■■委員)
譲受人から連絡を受けました。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)
この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜全員挙手＞

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、２件目の案件について事務局説明願います。

（事務局）
それでは、２件目の案件についてご説明いたします。
申請地は、■■■地内の畑３筆で面積は合計 1,646 ㎡でございます。譲受人は春日部市の方で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。
詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。
本申請の経緯についてご説明いたします。
譲受人は、家庭菜園からの規模拡大、家業の商店での販売を予定し、不動産会社からの紹介を受け今回の申請に至ったとのことです。
農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第３条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■に面しており、■■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。

譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、ささげ、ひよこ豆を作付けする計画となっております。

なお、今回の申請者は経営農地を所有しておりませんが、事前に営農計画書を提出していただき、営農計画書については８月総会で皆様にご審議いただいております。

最後に、農地法第３条第２項に基づく判断基準４点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の１点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「耕運機、草刈機、噴霧器、軽トラック」を自己資金で各１台導入予定としており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。

２点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合、申請書においては、世帯主である譲受人本人、世帯員がそれぞれ 153 日従事と記載されており、許可要件を満たしていると考えます。

３点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

４点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守するとのことから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第３条第２項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番　■■委員)

先ほど会長、事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ないと判断します。ご審議、よろしくお願いいたします。

(■番　■■委員)

譲受人から連絡を受けました。特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜全員挙手＞

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして日程第４・議案第 26 号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

（事務局）

それでは、ご説明させていただきます。議案書をご覧ください。申請地は、宮代町■■■地内の畑２筆で、面積は合計

378㎡です。申請者は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は「自己用住宅・ごみ集積所」です。なお、こちらは「転用追認」の案件となります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を、住宅敷地など農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認めるものです。農地法第4条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。

それでは、本申請の経緯についてご説明いたします。申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地、ごみ集積所として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、「当初除外」が認可されました。そのため今回の申請に至りました。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」をご覧ください。■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地有りませんので問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。今回の申請地はこちらの赤枠部分です。「転用追認」の案件となり、地目を畑から宅地に変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番　■■委員)

先ほど会長、事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ないと判断します。ご審議、よろしくお願いいたします。

(■■番　■■委員)

従前から宅地として利用しており、私も存じておりますので、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜全員挙手＞

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして日程第5・議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

（事務局）

それでは、ご説明させていただきます。議案書をご覧ください。

申請地は、■■■■■■■■地内の畑1筆で、面積は91㎡です。

譲受人は宮代町内にお住まいの方で、譲渡人は、杉戸町内にお住まいの方です。

転用目的は「住宅の敷地拡張」です。

なお、この案件についても、「転用追認」の案件になります。

権利の種類については、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。

それでは、本申請の経緯についてご説明いたします。

申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和 45 年以前から利用されたことが確認できたため、今回の申請に至りました。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」をご覧ください。■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。今回は転用追認の案件になり、地目を畑から宅地に変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■番　■■委員)

先ほど会長、事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ないと判断します。ご審議、よろしくお願いいたします。

(■番　■■委員)

地元でよく知っていますので問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

＜全員挙手＞

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして「報告事項」について、事務局、報告願います。

（事務局）

今回の報告事項について、ご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が９月 10 日となっておりました。農地法農地法第５条の届出が２件ございましたことを報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、「宮代町農業委員会会長専決規程」に基づく専決事項であります。このことから、質疑等については割愛させていただきます。

以上をもちまして、令和８年第９回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和８年 10 月 26 日

会　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿